

平成 17 年 12 月 28 日

法務省民事局参事官室 御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
日本資本市場協議会

「会社法施行規則案」に関するコメント

平成 17 年 11 月 29 日に公表された、「会社法施行規則案等に関する意見募集」に關しまして、下記の通りコメントさせていただきますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

会社法施行規則案

第四編（社債）第二章（社債管理者）112条（管理会社設置）

意見

会社が海外において社債を発行する場合は、社債管理会社設置を任意とすることを追記願いたい。

理由

社債管理会社設置規定のクロス・ボーダー（cross border）取引に対する適用関係について、以下の点を踏まえ、明確な定めを設けることが必要と考える。

- 現在、日本以外の先進国の発行会社がユーロ債を発行する場合、自国法以外の法律に準拠している例はほぼないと言ってよい。すべて自国法に準拠したユーロ債を発行している。その方がユーロ債の社債契約の解釈が問題になった時や投資家との紛争が発生したときに対応しやすいからである。
- 日本法を準拠法とした場合、会社法上の社債管理会社（社債権者集会 - 裁判所の認可）をユーロ債に強制適用することは、いわば日本法の域外適用であり、証券取引法等殆んどすべての日本の公法体系が原則域外適用を否定している中にあって、法体系のバランスを失することにもなる。
- 社債の管理会社および担信法を、場合の如何を問わず一義的にユーロ債にも強制適用する場合、日本の発行体は、先進国として唯一、自国法を準拠法としたユーロ債を発行できない結果になってしまう。このような結果をもたらすことは、本来日本の法律の意図するところではない筈である。

- ちなみに、「当事者が、ユーロ債発行に際して、社債契約の準拠法として商法を指定したときは、社債管理会社の設置強制に関する規定も含め、商法の社債契約に関する規定が、原則としてすべて適用になる」と有力な解釈上の見解（1993年の商法改正に伴い法務省が公表した「社債の管理会社（Commissioned Company）のユーロ債における強制設置」という解釈）が、1993年改正商法前少数例ながら存在した日本法準拠のユーロ債をその後消滅させてしまったのが歴史的事実である。
- ユーロ発行の社債権者の保護の実務は、商法上の社債管理会社の制度ではなく、ユーロマーケットにおいて慣行となっているように、契約により財務代理人および社債権者集会の制度を用いるのが、ユーロマーケット慣行に合致する。
- 担保付社債信託法 17 条においては、外国募集についての特例が定められている。

以上、重ねて、特段のご配慮を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上

送付元：企業の資金調達の円滑化に関する協議会
日 本 資 本 市 場 協 議 会
住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階
(財)企業活力研究所内
TEL：03-3503-7671（事務局：中野） FAX：03-3502-3740
E-Mail：bpf009@galaxy.ocn.ne.jp